

社団法人新潟青年会議所定款

第１章 総 則

（名 称）

第１条 本会議所は、社団法人新潟青年会議所（以下「本会議所」という）と称する。

（事 務 所）

第２条 本会議所は、事務所を新潟市に置く。

（目 的）

第３条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱をもって、明るい豊かな社会を築き上げるため、次に掲げる事項をその目的とする。

- （１） 社会開発の理念に基づき、地域社会の正しい発展と地域住民の福祉向上に貢献し、またこれらの運動を通じて、指導力開発を基調とし自己陶冶及び相互理解を深め、もって社会と人間の開発に資する。
- （２） 社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、また関係諸団体との提携のもとに国家的・国際的理解及び親善を増進し、日本と世界の繁栄と平和に寄与する。

（運営の原則）

第４条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行なわない。

- ２ 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

（事 業）

第５条 本会議所は、青年の活動力を結集し、その目的達成のために次の事業を行なう。

- （１） 社会開発計画の作成及び推進並びに青少年開発に関する事業
- （２） 指導力開発のための指導者訓練及び研修の実施並びに会員相互の親睦に資するための行事の開催
- （３） 産業・経済及び文化に関する研究及び調査のための事業
- （４） 社団法人日本青年会議所、国際青年会議所並びに国内・国外の青年会議所及びその他関係諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- （５） その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

（事 業 年 度）

第６条 本会議所の事業年度は、毎年１月１日に始まり同年１２月３１日に終る。

第２章 会 員 及 び 会 費

（会員の種類）

第７条 本会議所の会員は、４種とする。

- （１） 正会員
- （２） 特別会員
- （３） 賛助会員

（４） 名誉会員

（正 会 員）

第 8 条 正会員は、新潟市及びその近郊に住所又は勤務先を有し、満 20 才から満 40 才までの品格ある青年でなければならない。

ただし、年度中に満 40 才に達した場合、その年度内は正会員の資格を有する。

- 2 正会員は、総会において各々 1 個の議決権を有し、本会議所役員、社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所役員並びに委員に選任される資格を有する。
- 3 本会議所の正会員は、同時に他の青年会議所の正会員であってはならない。
- 4 本会議所の入会に関しては、規則の定めるところによる。

（特 別 会 員）

第 9 条 制限年令の年度末まで正会員であったもので理事会で承認されたものを特別会員とする。

- 2 特別会員は本会議所の役員及び委員となることができない。但し、直前理事長はこの限りではない。また、議決権を有しない。
- 3 その他特別会員に関しては、規則の定めるところによる。

（賛 助 会 員）

第 10 条 本会議所の主旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人又は法人は、理事会の決定により賛助会員として入会することができる。

- 2 賛助会員は、本会議所の役員及び委員となることができない。また議決権を有しない。
- 3 その他賛助会員に関しては、規則の定めるところによる。

（名 誉 会 員）

第 11 条 本会議所に功労のある者は総会の決定により、名誉会員に推薦することができる。

- 2 名誉会員は、本会議所の役員及び委員となることができない。また議決権を有しない。
- 3 その他名誉会員に関しては、規則の定めるところによる。

（会員の権利）

第 12 条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

（会員の義務）

第 13 条 本会議所の会員は、本定款に定めるもののほか定款その他の規則を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

（入会金及び会費等）

第 14 条 会員は、入会に際し入会金を、入会後は定められた納期に会費を、それぞれ納入しなければならない。

- 2 入会金、会費及び特別徴収金の額並びに納期については、規則の定めるところによる。

（休 会）

第 15 条 正会員が休会を希望する場合は、理事会の承認を得なければならない。

２ 前項に規定するもののほか、休会については規則で定めるところによる。

（会員資格の喪失）

第 16 条 本会議所の会員は、次の事由により、その資格を失う。

- （１） 退会
- （２） 死亡または本会議所の解散
- （３） 破産または禁治産もしくは準禁治産の宣告
- （４） 公民権剥奪
- （５） 除名

（退 会）

第 17 条 退会を希望する会員は、規則に定められた手続きを完了した後、退会届を理事会に提出し受理されたときは、退会することができる。

（除 名）

第 18 条 会員が次の各号の一に該当するときは理事会において、決議によりその会員を除名することができる。この場合において、当該会員に理事会において弁明の機会を与えなければならない。

- （１） 本会議所の目的遂行に反する行為のあるとき。
- （２） 本会議所の秩序を乱す行為のあるとき。
- （３） 出席義務を履行しないとき。
- （４） 会費納入義務を履行しないとき。
- （５） その他会員として適当でないと認められたとき。

２ その手続きについては規則の定めるところによる。

第 3 章 総 会

（総会の構成）

第 19 条 本会議所の総会は、正会員をもって構成する。

２ 総会の運営については規則の定めるところによる。

（総会の種類）

第 20 条 本会議所の総会は、定時総会及び臨時総会の２種類とする。

（総会の開催）

第 21 条 定時総会は、毎年３回開催する

２ 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- （１） 理事会が必要と認めたとき。
- （２） 正会員の５分の１以上から会議の目的を記載した書面による開催の請求があったとき。
- （３） 民法第５９条第４号に基づいて監事が招集するとき。

（総会の招集）

第 22 条 総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２ 理事長は、前条第２項第２号の場合には、請求の日から１０日以内に招集しなければならない。

- 3 総会を招集するには、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって開催日の７日前までに通知を発しなければならない。

（総会の議長）

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

（定足数及び決議）

第 24 条 総会は、正会員の総数の３分の２以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第 25 条第 1 号及び第 6 号の議決は、出席正会員の３分の２以上で決する。
- 3 やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
この場合において、書面表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

（総会の決議事項）

第 25 条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- （１） 定款の変更
- （２） 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- （３） 事業報告及び収支決算の承認
- （４） 役員の選任及び解任
- （５） 名誉会員の推せん
- （６） 本会議所の解散及び残余財産の処分方法の承認
- （７） その他の重要事項

（総会の議事録）

第 26 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には総会の日時及び場所、出席会員数、議事の経過の要領並びに議決事項を記載し、議長及び出席した会員のなかからその総会において選出された２名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第 4 章 理 事 会

（理事会の構成）

第 27 条 本会議所の理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会の運営については、規則の定めるところによる。

（理事会の開催）

第 28 条 本会議所の理事会は、原則として毎月１回以上開催する。

（理事会の招集）

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故、欠員等のやむを得ない事由により招集できないときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

- ３ 理事の４分の１以上が必要と認めたとき、何時でも理事長に対し、理事会を招集すべきことを請求することができる。この場合、正当な理由なく請求の日より２週間以内に招集の手続きがとられないときは、請求した理事は理事会を招集することができる。

（理事会の議長）

第 30 条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。

（理事会の決議）

第 31 条 理事会は、理事総数の２分の１以上の出席により成立し、その議事は出席理事の３分の２以上をもって決する。

（理事会の決議事項）

第 32 条 理事会は、次の事項を審議決定する。

- （１） 定款及び規則に定められた特別の事項
- （２） 総会から附議された事項
- （３） 総会に附議すべき事項
- （４） 規則の制定、変更及び廃止
- （５） その他本会議所の運営に関する重要事項

（理事会の議事録）

第 33 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- ２ 議事録には、理事会の日時及び場所、出席理事数、出席者名、議事の経過の要領並びに議決事項を議長により指名された議事録作成人が記載し、同じく議長により指名された２名以上の議事録署名人が記載内容を確認した上で署名押印しなければならない。

第 5 章 役 員

（役員の種類及び数）

第 34 条 本会議所の役員は、次のとおりとする。

- （１） 理事 １５人以上４０人以内
 - うち理事長 １人
 - 副理事長 ３人以上５人以内
 - 専務理事 １人
- （２） 直前理事長 １人
- 監事 ２人

- ２ 監事は、他の役員を兼務し、または委員会の構成員となることができない。

（役員の資格及び任免）

第 35 条 役員は、本会議所の正会員であることを要し、総会において選任及び解任される。但し、直前理事長はこの限りではない。

- ２ 役員の選任及び解任方法については、規則の定めるところによる。

（役員の任期）

第 36 条 役員の任期は、毎年１月１日から同年１２月３１日までとする。ただし、再任を

妨げない。

- 2 増員又は補充のため選任された役員の任期は、現在者と同時に終了する。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまでその役員の職務を行なう。

（役員の職務）

第 37 条 理事長は、本会議所を代表し、所務を総理する。

- 2 直前理事長は、理事長経験を生かし、所務について必要な補助をする。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務をつかさどり、かつ事務局を統括する。
- 5 理事は、正副理事長を補佐し所務を分掌する
- 6 監事は、業務及び財産の状況を監査し、民法第 59 条に規定する職務を行う。また理事会に出席し、意見を述べることができる。

第 6 章 例会・室・委員会及びプロジェクトチーム

（例 会）

第 38 条 本会議所は、毎月 1 回以上例会を開催する。

- 2 例会の運営方法については、理事会で決定する。

（室・委員会及びプロジェクトチームの設置）

第 39 条 本会議所は、理事会の決定により、その目的達成に必要な事項を、調査、研究、審議し又は実施するために室、委員会及びプロジェクトチームを設置することができる。

（室 の 構 成）

第 40 条 本会議所の室は、その目的及び事業の達成をより円滑にするため、複数の委員会を統轄する形で構成される。

- 2 室長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

（委員会の構成）

第 41 条 委員会は、委員長 1 人、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は、理事会の承認を得て委員長が委嘱する。
- 3 正会員は、理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、室長及び監事を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

（プロジェクトチームの構成）

第 42 条 理事長は、理事会の承認を得てその年度の事業計画に基づき、プロジェクトチームを編成することができる。

- 2 前項のプロジェクトチームのリーダー及びメンバーは理事長が指名又は委嘱する。

（室・委員会及びプロジェクトチームの運営）

第 43 条 室、委員会及びプロジェクトチームの種類、組織及び運営に関する事項は、規則で定めるところによる。

第 7 章 管 理

（定款及びその他の書類の備置）

第 44 条 理事長は、定款、規則及び総会議事録並びに理事会、委員会の議事録及び会員名簿を本会議所の事務局に備えて置かなければならない。

2 理事長は、会員より前項に規定する書類の閲覧の請求があったときは、閲覧させなければならない。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（決算関係書類の提出）

第 45 条 理事長は、毎年第 1 回定時総会（以下「第 1 回定時総会」という）の開催日の 1 週間前までに前年度における次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出しなければならない。

（1） 事業報告書

（2） 貸借対照表

（3） 収支決算書

（4） 財産目録

2 監事は、前項に規定する書類の送付を受けたときは、第 1 回定時総会の開催日の前日までに意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、監事の意見書を添えて第 1 項に規定する書類を第 1 回定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。

4 理事長は、第 1 回定時総会の開催日の 1 週間前までに、第 1 項に規定する書類を事務局に備えておかなければならない。

5 理事長は、毎年度終了後、遅滞なく第 1 回定時総会の承認を得た第 1 項に規定する書類を地区担当理事及び地区担当常任理事を経て、社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

（会計年度）

第 46 条 本会議所の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終る。

（収 入）

第 47 条 本会議所の収入は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

（経費の支弁）

第 48 条 本会議所の経費は、前条に定める収入をもって支弁される。

（特別会計の設置）

第 49 条 本会議所は、特別会計を設置することができる。

（財産の請求権）

第 50 条 本会議所は、その資格を喪失するに際し、本会議所の資産に対し、いかなる請求もできない。

（解散の場合の残余財産の帰属及び会費徴収）

第 51 条 本会議所の解散のときに存する残余財産は、総会の決議を経、新潟県知事の許可

を得て本会議所と目的の類する公益法人その他の団体に帰属する。

- 2 本会議所は、解散後であっても総会の議決を得てその債務を完済する必要な限度において、会費を徴収することができる。

第 9 章 事 務 局

（事務局の設置）

第 52 条 本会議所の事務を処理するために事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。

第 10 章 雑 則

（施行規則等）

第 53 条 本会議所は、本定款の運用を円滑にするため、本定款に定めるもののほか、理事会の議を経て、施行に関する規則及び規定等を定める。

（定款変更の報告）

第 54 条 理事長は、この定款が変更されたときは、直ちに変更後の定款を社団法人日本青年会議所に提出するものとする。

附 則 本定款は、昭和 5 2 年 2 月 11 日より施行する。

（ 1 9 8 9 年 1 1 月 2 1 日改正）

（ 1 9 9 1 年 8 月 2 2 日改正）

（ 2 0 0 0 年 2 月 1 7 日改正）